

大竹市監査公表 第3号

令和7年度定期監査及び行政監査の結果の報告に対し、当該結果に基づき講じた措置の内容について回答があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年7月1日

大竹市監査委員	薬師寺	基夫
大竹市監査委員	西村	一啓

別紙

令和7年度定期監査及び行政監査の結果に対する措置状況について

【指摘要望事項総括意見】

○文書事務に関する事案について

過年度より監査結果報告において指摘している文書事務に関する事項について、いまだに改善がみられていない状況であった。

各部局長におかれては、文書管理の実態を点検し改善するよう指示されるとともに、文書事務取扱責任者(課長)及び文書取扱主任(庶務係長)から所属員に対して、不適切な公文書取扱の改善を指導徹底し、留意事項や手引等を参考に行政文書の適正な処理・管理に努められたい。

また、総務課においては、新規採用職員や採用から年数の浅い職員に対し文書取扱研修を実施するとともに、文書管理の目的、重要性の周知に努められたい。

なお、指摘事項を具体的に列挙すると、

- ・保存文書の目次が作成されていない事案
- ・起案文書伺い文の『起案・決裁・施行・完結』の日付欄が未記入となっている事案
- ・上司の決裁を受けているにも関わらず起案文書の案文に訂正印もなく鉛筆で手書き修正されている事案
- ・文書收受印が押印されていない事案
- ・文書收受後に上司までの回覧がなされていない事案
- ・代理決裁後、決裁権者に報告又は決裁権者の閲覧(後閲)に供していない事案
- ・付箋のメモ書きがそのまま簿冊に綴じられている事案
- ・申請書等が消せるボールペンで記入されていたものを受付けている事案等、市が定めた全庁共通の『文書事務取扱のルール』が遵守されていない事務処理である。

措置状況（令和8年6月12日回答）

令和7年6月11日付け「公文書取扱いの留意事項について」により、令和6年度の監査の指摘事項の事案ごとの対応方法を示し、適正な文書事務を行うよう各課かいに周知を行なっている。また、令和8年5月8日に開催された第4回庁議において、文書事務に関する事案に対する指摘事項については、全庁的な事務に関する事項として部局長に対して部内会議等での職員への周知により是正・改善する旨を伝達した。

新規採用された職員については、例年「文書事務の手引き」を活用し、文

書事務に係る研修を実施している。また、適正な文書事務について各課かいに周知を行うことや業務経験に合わせた文書事務に関する研修を行うことで、各課かいで適正な文章事務を行えるように促すこととする。

○随意契約について

大竹市契約規則第18条において、「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。(1) 予定価格が200万円を超えない工事又は製造の請負をさせるとき。」とされている。また、第19条第1項において、「随意契約をしようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき(単価契約を締結しようとするときは除く。)は、見積書の徴取を1人の者からとすることができる。(1) 契約の性質又は目的により契約の相手方を1人に特定せざるを得ないとき。(3) 施行令第167条の2第1項第1号に該当する契約(第18条第1号に掲げる場合の契約及び物品の購入に関する契約を除く。)を締結するとき。」とされている。

令和7年度の監査の結果、2人以上の者から見積書の徴取が必要にもかかわらず、1人の者の見積書のみで随意契約をしている事例が数多くみられた。これは大竹市契約規則に反しており、公正性、透明性の確保の観点からも不適切な事務処理である。

随意契約を行う場合は、地方自治法施行令、大竹市契約規則を遵守し、契約金額の妥当性を客観的かつ総合的に判断し、理由を明確にした上で事務処理をされたい。

措置状況（令和8年6月12日回答）

随意契約については、地方自治法施行令、大竹市契約規則を遵守するように監理課が通知を行う。

【個別指摘要望事項】

○総務部総務課総務係

1 庁舎及び構内の管理及び取締りに関すること

(1) 随意契約について

令和6年度と7年度の庁舎等管理業務において、建築営繕、電気、設備に関する小規模工事では、受注業者に偏りがみられた。公共工事に対し、疑念を抱かれないよう公平・公正な発注をされたい。

また、3階と5階の小便器取替工事を行っているが、内容と工期がほぼ同

じであるにもかかわらず、小規模工事として分割発注されていた。1階と4階の軽量鋼製ドア取替工事についても同様である。契約の透明性、経済性を図り適正な事務処理をされたい。

措置状況（令和8年6月12日回答）

公共工事に対し、疑念を抱かれないよう、小規模工事を発注する場合には、適切に事務処理を行う。

（2） 工事予定価格の決定について

大竹市契約規則第18条の3に規定されているとおり、随意契約による少額工事を発注する場合においても予定価格を定めなければならない。

しかしながら、総務係では1者のみの見積もりを参考にしていたことから、市場価格の反映や競争性を考慮した予定価格を決定することは困難であったと考える。適正な契約事務の遂行に努められたい。

措置状況（令和8年6月12日回答）

公共工事に対し、疑念を抱かれないよう、小規模工事を発注する場合には、適切に事務処理を行う。

○総務部総務課職員秘書係

1 人事の総括に関すること

（1） 時間外勤務について

大竹市特定事業主行動計画には、「行財政システム改善推進本部会議で時間外勤務状況の報告を行うことで時間外勤務管理意識の徹底を図ります。所属長は職員の時間外勤務状況を定期的に把握するとともに、時間外勤務の多い職場の所属長は業務遂行体制の工夫・見直しを進め…」とあるが本部会議の記録には報告がみられなかった。また、時間外勤務の多い部署に偏りがみられた。

所属長に対しては、職員の業務内容を把握するとともに、健康管理等の観点から、特定の職員に業務が集中しないよう対応することを依頼されたい。

措置状況（令和8年6月12日回答）

令和8年4月1日から人事庶務管理システムを導入したことにより、職員の出退勤時間、時間外勤務などがシステム上で管理できることになったことから、一定時間の時間外勤務時間を超える職員がある場合には、当該職員に対しシステムでアラートを発するなどし、時間外勤務低減の意識醸成を図るよう大竹市特定事業主行動計画を改正している。

また、計画改正にあわせて、所属長に対し、人事庶務管理システムを利用し、職員の時間外勤務に過度の偏りがいないか、出退勤時間と時間外勤務時間の過度の乖離が生じていないかなどを把握し、職員のワークライフバランスや健康管理に努めるよう通知している。

(2) 随意契約について

大竹市契約規則第19条第1項では、「随意契約をしようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき（単価契約を締結しようとするときは除く。）は、見積書の徴取を1人の者からとすることができる。」とされている。職員採用試験に係る委託契約は、単価契約であるにも関わらず見積書は1人からの徴取のみであった。規則等に従った契約事務の遂行に務められたい。

措置状況（令和8年6月12日回答）

職員採用試験の契約先である公益法人日本人事試験研究センターは、全地方公共団体の76.5%（令和7年度実績）が利用しており、他に同様の公務員試験問題を提供している業者そのものが少ないと考えており、また、過去の本市の採用等と比較する上でも、同一の業者の試験問題としたいと考えている。

○健康福祉部福祉課障害福祉係

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する こと

(1) 委託業務事務について

大竹市障害児等日中一時支援事業委託業務において、業務完了届の受付処理や回覧がされていない事例、業務完了届が提出されていないにもかかわらず、完了検査調書が作成されていた事例がみられた。適正な事務の執行に努められたい。

また、契約締結にあたり大竹市障害児等日中一時支援事業委託契約書には、契約保証金の免除項目があるが、何に基づいて免除しているのか不明である。起案等には根拠となる条項を記載されたい。

措置状況（令和8年6月12日回答）

委託業務の完了検査については、適正な事務を執行し、契約保証金については、根拠となる条文を起案等に記載する。

○健康福祉部福祉課児童係

1 保育所に関すること

(1) 危機管理について

給食の異物混入に対しては、綿密な点検作業や迅速な対応を行っており、重大な事故を未然に防止していることが伺えた。

しかしながら、事故報告に関しては状況写真を添付していない事例が散見された。また、業者に対し口頭注意をしているが、どの職員がいつ、誰に対して行ったのか記載されていない事例もみられた。引き続き、事故防止を見据え、発生事案を共有するとともに報告書には処理対応等を詳細に記録されたい。

なお、給食における異物混入は重大な事案になるケースも想定されるため、事故を公表するレベル等、対応策を事前に整理されたい。

措置状況（令和8年6月12日回答）

事故報告に関して、写真の添付、詳細な記録を徹底するよう公立保育施設の施設長に周知している。また、写真の添付漏れ等がないよう、他自治体を参考に様式変更を検討する。

事故発生時の公表レベル等については、他自治体等を参考に、事務マニュアルを作成する。

(2) 土地の賃貸借について

区分割りや整備された駐車場の賃貸借契約では、印紙税の課税対象とはならないが、そうでない場合は「土地の賃貸借」と見なされ課税対象となる。

令和7年4月1日に契約締結した大竹保育所（旧本町保育所）用駐車場の賃貸借契約は、駐車場として整備されている区画と、未整備の更地を併せた契約であるため、税額に相当する収入印紙を貼付する必要があるがされていなかった。

契約締結時には、契約内容から印紙税の可否を判断し、適切な対応をされたい。

措置状況（令和8年6月12日回答）

指摘の賃貸借契約書については、課税対象のため収入印紙を貼付した。今後は適切に対応を行う。

(3) 給食衛生管理マニュアルについて

現在の保育所給食業務は、平成29年8月に改訂された「大竹市保育所給食衛生管理マニュアル」に従っているが、近年は新型コロナウイルスの流行や夏の異常高温など、新たなリスクが発生している。

これらのリスクを排除し、安全な給食を提供するためにも、所長をトップ

とした関係者全員でリスクアセスメントの実施や国が示す指針等の確認を行い、継続的なマニュアル更新に努められたい。

措置状況（令和8年6月12日回答）

国の指針等を確認し、随時マニュアルの更新を行う。

○健康福祉部福祉課子ども家庭支援係

1 地域子育て支援拠点に関すること

（1） 委託業務について

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を持つ労働者等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業である。

市では、事業の委託者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠として、大竹市社会福祉協議会と随意契約をしている。しかし、この事業は全国的に広がりが見られていることから、業者選定にあたっては一般公募方式等の検討もされたい。

また、障害福祉系の委託業務事務でも指摘しているが、契約書の契約保証金免除項目は、根拠となる条項を記載されたい。

措置状況（令和8年6月12日回答）

契約の相手方の選定について、一般公募方式なども検討する。

契約保証金の免除については、事業開始当初より当該団体に事業委託していることから、大竹市契約規則第23条第6号の規定により免除しているが、その旨の記載が漏れており、今後は、記載漏れがないようにする。

○健康福祉部福祉課保護係

1 文書事務について

福祉事務所の業務は、大竹市福祉事務所設置条例、福祉事務所長委任規則及び職務権限規定第24条の規定によって、直属の課長が専決している。しかしながら大竹市事務組織規則では福祉事務所の庶務に関することは地域介護課地域支援係の担当となっている。

保護係が管理している文書類は、全て福祉事務所として受付されており、發文は福祉課長と福祉事務所長が混在している。適切な文書処理をされたい。

庶務一件の簿冊内に警察署等からの捜査関係事項照会について回答が綴られている。文書は個人情報等を有するものであるので取扱いや保管については、細心の注意を払われたい。

措置状況（令和 8 年 6 月 1 2 日回答）

令和 8 年度から事務分掌に注意し、生活保護に係る書類については福祉事務所受付、その他は福祉課受付としている。

個人情報の含まれる文書を綴じている簿冊については、施錠できる書棚に収納するよう、整備していく。

○建設部監理課契約係

1 入札参加者の資格審査及び指名に関すること

（1） 公共工事の総合評価方式について

令和 7 年度に市営白石 2・3 号アパート排水ガス設備改修工事が総合評価方式の対象となり、令和 7 年 6 月 6 日に落札者決定基準が決定されている。

しかしながら、同月 1 6 日に落札者決定基準が急遽変更されているが、変更理由が不明である。起案には変更の経緯及び要旨等を記載されたい。

なお、総合評価方式は、市のホームページで制度の概要に加え、落札者決定基準の案を示している。公共工事の受注希望者は、発注機関が公表する入札条件等を参考に受注計画を行っていることから、基準等を変更した場合は速やかにホームページの更新をされたい。

措置状況（令和 8 年 6 月 1 2 日回答）

起案には、内容及び経緯などを具体的に記載するように努める。

ホームページ掲載の総合評価方式における落札者決定基準（案）は一例であり、実際には個別案件ごとに基準を決定している。しかし、掲載の落札者決定基準（案）の中に制度変更に対応していない部分があり、令和 8 年 2 月 2 5 日に修正している。今後は、速やかなホームページの更新に努める。

○建設部土木課管理係

1 道路、橋りょう、河川、水路、樋門及びポンプ場の管理に関すること

（1） 河川水路溝渠等占用等について

令和 6 年度の水路占用料未納者に対して納付書の再発行は行っているが、督促状の発送や対応状況の記録がみられなかった。滞納者に対してどのような対応を行ったか係内で共有できるよう記録簿を作成されたい。

道路占用廃止届、河川水路占用廃止届が提出された際、撤去前の写真が添付されているだけであった。大竹市道路占用規則第 8 条においては、「・・・市長に届け出て、道路管理の職にある市職員の検査を受けなければならない。」とされているが、検査の記録が見当たらなかった。適切に処理されたい。

措置状況（令和8年6月12日回答）

令和7年度の水路占用料滞納者に対しては、記録簿を作成したので、今後も記録簿を作成し、適切な債権管理に努める。

また、道路占用廃止届出等が提出された際、届出者に撤去前後の写真を提出してもらうようにするとともに、検査書類を作成するなど検査方法を見直して、適切な処理に努める。

○建設部土木課維持係

1 道路、橋りょう、河川、水路、樋門及びポンプ場の維持に関すること

（1）道路占用許可について

道路占用料の減免については、大竹市道路占用料徴収条例第4条の各号の一に該当すれば減免することができるとされているが、減免事由が空白のまま減免をしている事例、減免申請事由と許可事由が違っている事例、減免申請がないにもかかわらず減免している事例等がみられた。

道路占用工事が完了しているにもかかわらず、道路占用工事完了届が未提出である事案が散見された。これは工事完了検査ができないだけでなく施工での瑕疵による事故を防ぐことが困難となる。道路工事施行承認においても届の提出がないものなどがみられた。

道路占用許可証には、現地状況に応じた許可条件として、一般条件と特記条件を記載している。工事完了時に提出された写真での判断となるが施工不良とみられる箇所が散見された。このよう状況では道路の耐久性不足だけでなく、通行支障が生じる恐れが懸念される。

担当係においてはこれらの様々な事例に対して適切に対応、指導をされたい。

措置状況（令和8年6月12日回答）

占用料の減免については、減免申請書の提出、記載内容、減免事由に漏れや齟齬が無いか担当者及び回覧の段階で確認を行う。

道路占用工事及び道路工事施工承認において完了届が未提出となっているものについては、提出するよう指導する。

施工不良については、構造や通行に支障の生じる恐れのあるものであれば、修補を指示する。

また、これらの事例に対する共通の対応として、許可証交付の際、提出書類・工事施工・工事写真の撮影等に関する注意事項をまとめた資料を配布する。

（2）支払費目について

道路舗装や側溝清掃などを行う環境維持施工工事・業務は、工事請負費や手

数料で支出している。書類を確認したところ、倒木処理、側溝清掃、草刈り作業等役務の提供による業務が工事請負費で支出されていた。適正な費目で支出されたい。

措置状況（令和8年6月12日回答）

今後は実施内容を精査し、適正な費目で支出する。

○建設部土木課工務係

1 道路、橋りょう、河川、水路、樋門及びポンプ場の新設改良に関すること

（1）大竹市橋梁長寿命化修繕計画について

大竹市橋梁長寿命化修繕計画は、5年毎に実施する定期点検の結果を受け、補修等により老朽化した橋梁の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指す計画である。

なお、計画書では老朽化対策の優先順位として、橋梁の健全度に加え道路種別も重要な要素となっていることから、修繕計画の更新に際しては、1級・2級市道の道路種別の検証や小規模な橋梁構造物の廃止等、将来発生する維持管理の軽減に努められたい。

措置状況（令和8年6月12日回答）

道路法の規定による5年に1回の道路橋の点検により、橋梁の健全性を確認して作成した橋梁寿命化修繕計画に基づき、補修工事を実施している。また、老朽化対策の優先順位については、管理区分、道路種別、利用者及び第三者に与える社会的影響が大きい橋梁等を考慮して設定しており、今後も補修を計画的に行う「予防保全型の維持管理」を実施することで、橋梁の長寿命化を図り、維持管理及び更新費用の縮減と平準化に努める。

（2）その他の計画について

大竹駅周辺地区バリアフリー基本構想、大竹市自転車活用推進計画等においても、関連計画との整合性を図り計画更新等の検討をされたい。

措置状況（令和8年6月12日回答）

バリアフリー事業や自転車ネットワーク計画等については、社会情勢や市の施策の優先順位等を総合的に見極めながら検討を行う。

（3）過去の指摘事項について

令和2年度の定期監査・行政監査において、「園児等子どもが日常的に集団で

移動する経路における交通安全の確保について」ホームページで公表すると報告していたにもかかわらずされていなかった。令和４年には、にじいろこども園が開園したことから、早急に対策必要箇所の確認を行われたい。

措置状況（令和８年６月１２日回答）

未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検については、令和元年９月２５日～令和元年９月２７日に、大竹警察署、施設管理者、及び市の福祉課、自治振興課、土木課と合同で実施し、必要対策箇所については対応済みとなっている。点検結果の公表については、福祉課との協議、及び必要対策箇所の全てが対応済みとなったことから、公表しなかったものと思われる。

にじいろこども園からの移動経路については、今のところ危険箇所等連絡は入っていないが、引続き歩行者の安全確保に努める。指摘のあった事業完了の確認が十分にされていないことについて、確認体制を複数人とし、確認漏れがないよう徹底する。